初應通信

第 138 号 平成 30 年 7 月吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

レ 経営者 経理知

経理担当者 従業員 初鹿会計事務所(認定経営革新等支援機関) 〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL http://www.hatsushika-kaikei.com/

消費税の軽減税率制度について

平成 31 年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8%から 10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率(8%)の対象品目は、「飲食料品」、「新聞」です。

○飲食料品の軽減税率範囲



※ おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの、税抜価額が 1 万円以下であって、食品の価額の 占める割合が 2/3 以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象(それ以外の場合は、標準税率の対象) (国税庁 HP より)

○新聞の軽減税率範囲

一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する<mark>週 2 回以上発行される新聞の定期購読契約</mark>に基づく譲渡をいいます。

事業者の対応

飲食料品の売上・仕入の両方がある	売上・仕入について、取引ごとの税率により区分経理を行うこ
課税事業者	とや、区分記載請求書等の交付する必要があります。
飲食料品の売上がなくても、飲食料品の	仕入(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う
仕入(経費)がある 課税事業者	等の対応が必要となります。
A 科 亩 娄 耂	課税事業者と取引を行う場合、8%と 10%を分けて記載した請
免税事業者	求書等の交付を求められる場合があります。